

平成28年経済センサス - 活動調査に係る協力依頼事項

1 全国の税理士会及び税理士の皆様に調査への回答のお願い

本調査は、以下の二つの調査方法により調査が行われます。調査票配布期間（本年5月中下旬）に、いずれかの方法により調査票が配布されますので、御回答いただきますようよろしくお願いいたします。

■ 経済センサス - 活動調査は「調査員による調査」と「総務省・経済産業省、都道府県、市による調査」の二つの方法で行います。

① 調査員による調査

- ・ 支社等のない事業所（純粋持株会社、不動産投資法人及び資本金1億円以上を除く）及び新設された事業所を都道府県知事が任命する調査員が担当調査区内にある事業所に対し訪問して調査票を配布します（5月）。
- ・ 回答は、オンライン又は調査員への提出により行います（6月）。

② 総務省・経済産業省、都道府県、市による調査

- ・ 支社等を有する企業の本社等及び単独事業所（純粋持株会社、不動産投資法人及び資本金1億円以上）に調査票を郵送することにより行います（5月）。
- ・ 回答は、オンライン又は郵送により行います（6月）。

2 関係する事業所・企業の皆様から回答に当たって相談があった際のお願い

本調査は、売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握するものであり、事業所・企業が調査を回答するに当たって、税理士の皆様に回答の御相談を行う可能性がありますので、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

また、本調査の回答義務の有無を問われた場合には、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査である旨を御案内いただきますよう、併せてお願いいたします。